立花証券ネットトレード
ストックハウス

信用取引入門ガイド

この資料では、立花ストックハウスでの信用取引ご利用についての概要を説明しています。投資に際しては、契約締結前交付書面等をよくお読みいただき、商品・取引の仕組みやリスクを十分にご理解の上、ご本人の判断と責任においてお取引ください。

株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、株価や基準価額が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じる恐れがあります。また、これらにより生じる恐れがある損失の額は、差し入れた保証金（当初元本）を上回る損失が生じる恐れがあります。

株式の発行者や組入れ有価証券の発行者の業務や財産の状況、市況の変化に伴い、株価や基準価額が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じる恐れがあります。ETNは裏付けとなる資産を保有せず、発行体となる金融機関の信用力を背景として発行される証券であることから、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ETNの価格が下落する又は無価値となる可能性があります。これらにより生じる恐れがある損失の額は、預託した委託保証金の額を上回る恐れがあります。

立花証券株式会社
（金融商品取引業者）　関東財務局長（金商）第110号
加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

目次

Ｐ１　・・・　信用取引とは？

Ｐ２　・・・　口座を開設するには？

Ｐ３　・・・　立花ストックハウス信用取引について

Ｐ４　・・・　決済方法は？

Ｐ５　・・・　諸経費は？

Ｐ６　・・・　取引手数料は？

Ｐ７　・・・　委託保証金と建株限度額

Ｐ８　・・・　預け入れ資産からの委託保証金と取引可能額の算出

Ｐ９　・・・　建株からの委託保証金および信用新規建可能額の計算方法

P10　・・・　評価損発生のときの管理の仕方を覚えよう！

P11　・・・　追加保証金（追証）の計算も覚えよう！

P12　・・・　信用取引の活用方法（１）

P13　・・・　信用取引の活用方法（２）

P14　・・・　その他に気を付けることは？

P15　・・・　～知っておきたい証券用語～

信用取引とは？

お客様から一定の保証金(委託保証金)を弊社（証券会社）に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株式や買付けに必要な資金を弊社からお客様にお貸しして、売買を行っていただく取引です。

例えば、お客様が「株式を買付けたいが、十分な資金が手元にない」といった場合や、「ある銘柄が値下がりしそうなので売却したいが、手元に株券がない」、「手持ちの株式が値下がりしそうだが、値下がりリスクをヘッジしたい」といった場合などに株式の売買を行えるようになります。

立花ストックハウス信用取引は、予め弁済期限が定められた「制度信用取引」と、弁済期限が原則無期限の「一般信用取引」を選択してご利用いただけます。

口座を開設するには？

立花ストックハウス信用取引口座を開設するには、立花ストックハウス証券取引ログイン後の画面右下の［信用口座開設はこちら］ボタンからお進みください。次の６つの電子交付書面をよくお読みいただき、ご理解・ご確認されましたら同意にチェックを入れ、［次の画面に進む］ボタンを押してください。投資に関する質問で、必要項目を入力いただきますと申込み受付が完了いたします。

１．「電子交付に関する承諾」
２．「信用取引契約締結前交付書面」
３．「信用取引口座設定約諾書」
４．「特定口座に係る上場株式等信用取引約款」
５．「立花ストックハウス信用取引取扱規定」
６．「信用取引に関する確認書」

お客様の入力内容を元に審査を行います。また、弊社の判断により電話審査を実施する場合があります。

※ 約諾書に4,000円の収入印紙が必要な場合、弊社が負担いたします。
※ MRFをご利用している場合、MRF口座は解約となります。
※ 申込みは 14時00分 受付完了分までとなります。（休業日の場合は、翌営業日の受付となります。）
※ 電話審査、またはストックプラザ店頭での面談が必要な場合があります。

（注）信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要となります。場合によっては、口座の開設に応じられないこともありますが、理由については開示いたしません。

立花ストックハウス信用取引について

◆信用取引の種類

１）制度信用取引(6ヶ月期限)

制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料および返済期限等が金融商品取引所の規則により一律に決定されている信用取引です。

２）一般信用取引(原則、無期限)

金融商品取引所に上場している株券等を対象とするが、金利、品貸料および返済期限等は顧客と金融商品取引業者との間で自由に決定できる信用取引です。

◆取扱市場・取扱銘柄

	制度信用取引(6ヶ月期限)	一般信用取引(原則、無期限)
取扱銘柄	東京証券取引所の上場銘柄で、制度信用銘柄として指定された銘柄。 このうち貸借銘柄以外の信用銘柄については、新規買建および返済売り、もしくは現引き注文のみご利用可能。	東京証券取引所の上場銘柄のうち、弊社が定める銘柄(約3,600銘柄)。 新規買建および返済売りもしくは現引き注文のみご利用可能。

決済方法は ？

◆弁済（決済）期限について

	制度信用取引(6ヶ月期限)	一般信用取引(原則、無期限)
弁済期限	新規建日から6ヶ月応答日の前営業日。 建株銘柄に、上場廃止、株式併合、株式移転、株式交換、株式分割、減資等の措置が実施される場合は、弊社が定める期日を弁済期限として設定することがあります。	原則として無期限。 建株銘柄が上場廃止・株式併合・株式移転・株式交換・株式分割・減資等、および当社が非取扱銘柄に指定した場合には、弊社が定める期日までに繰上返済して頂く必要があります。

1）差金決済

期限までに、買付けの場合は売付け（「売り返済」といいます）を、売付けの場合は買付け（「買い返済」といいます）を行うことを反対売買といいます。
その決済方法は、現物（株券など）や売買代金の総額では行わずに、買い代金と売り代金の差額（差金決済）で行います。

2）現引き（げんびき）・現渡し（げんわたし）

【現引き】信用取引による買付(買建)を行っている場合において、買付代金相当額を支払い、買付株券を引き取ること。

【現渡し】現引きとは逆に、信用取引による売付(売建)を行っている場合において、同銘柄同数量の株券を渡して、弁済すること。

諸経費は ？

◆信用取引金利

買建株の場合は、建株金額に対する買い方金利をお客様からお支払いいただき、売建株の場合には、売建金額に対する売り方金利をお客様へお支払いいたします。

※建株とは、新規に買付または売付をし、未決済の状態にあるものをいいます。

	制度信用取引 （6ヶ月期限）	一般信用取引 （原則、無期限）
金利等	買方金利　年2.60 % 売方金利　年0.00 % 貸株料　年1.15 %	買方金利　年3.90 % 売方金利　－ 貸株料　－

（※）2013.1.4現在。
（※）市中金利、その他の状況に応じて変動します。

◆信用取引貸株料

信用取引売り建株の約定金額に対して、証券会社所定の年率を乗じた額を支払うもの。株不足等の場合に売り方から徴収する品貸料（逆日歩）とは異なり、買い方がこれを受け取るものではありません。

◆品貸料（逆日歩）

制度信用取引において、証券金融会社で株不足が生じた場合などに証券金融会社は、入札形式でその不足株数を証券会社または生損保等の機関投資家等から調達します。その入札により決定された料率を品貸料といい、その品貸料は最終的にその銘柄の売り方が支払い、買い方がこれを受け取ることができます。

◆その他の諸経費

事務管理費	信用新規建約定日から1ヶ月を経過するごとに1株あたり10.8銭（単元株制度の適用を受けない銘柄については1株あたり108円）の事務管理費が必要になります。これが108円に満たない場合は108円、上限は1,080円です（税込）。
名義書換料	買建株がその銘柄の権利確定日を越えた場合に発生し、1単位あたり54.0円の名義書換料がかかります（税込）。 ※毎回の権利落日に計算した名義書換料を積算して、決済ごとに決済株数分の名義書換料が徴収されます。
配当金の受払	建株がその銘柄の権利確定日を越えた場合には、当該銘柄の配当金支払い時期に、税金が源泉徴収された後の金額を、買建であれば配当金相当額として受取ります（売建であれば配当金相当額としてお支払いいただきます）。

取引手数料は？

◆信用取引手数料（インターネット上からの発注時）

●「信用個別」：１注文ごとに約定代金に応じて手数料が決定（税込）。

１注文の約定代金	手数料（税込）
50万円以下	189円
50万円超～1,000万円以下	378円
1,000万円超	0円

●「信用定額」：１日の信用取引の約定代金合計により、手数料が決定（税込）。

1日の約定代金合計	手数料（税込）
20万円以下	540円
20万円超～50万円以下	1,080円
50万円超～500万円以下	2,160円
500万円超～1,000万円以下	4,320円
以降1,000万円増えるごとに4,320円加算。※手数料上限86,400円	

●「信用大口割引」

買建残高が前営業日5,000万円以上または前月末1億円以上の場合には、コースに関わらず約定日の翌朝バッチ処理（午前3:30～午前6:45）にて、信用取引手数料　０円となる、信用大口割引が適用となります。

※一般信用取引の場合は、コースにかかわらず決済（返済）手数料は無料となります。

委託保証金と建株限度額

◆信用取引には担保となる一定の保証金（委託保証金）の差入れが必要です

委託保証金率	最低委託保証金維持率	要回復委託保証金の率	最低委託保証金額
30%	27%	30%	30万円

取引しようとする額の30%の委託保証金を預託することにより取引が行えることから、取引額は預託すべき委託保証金の額を上回ります。（3.33・・倍の取引が行えます。）

■委託保証金率（信用取引の約定代金に対する割合）
■上記率を満たす場合でも、最低委託保証金額(30万円)以上の委託保証金の差入れが必要です。
■委託保証金は取引前に差入れていただきます。
■最低委託保証金維持率：相場の変動等により、担保や建株の評価が下がり、追加の保証金が必要となる基準。

◆委託保証金の計算式

$$委託保証金率（\%）＝\frac{（委託保証金－評価損－諸経費）}{建株総額}$$

◆建株の限度額

建株限度額	1銘柄あたりの限度額
30億円	5億円

■建株とは、新規に買付または売付をし、未決済の状態にあるものをいいます。

◆追加保証金（追証＝おいしょう）

相場の変動等により、担保や建株の評価が下がってしまい、最低保証金維持率や最低委託保証金額（委託保証金の法定最低限度額）である30万円を下回ってしまった場合に、これらを回復するために必要な額を追加で差入れていただきます。弊社の別途定める期限までに差入れる必要があります。

（※）詳細は、立花ストックハウスのホームページ → Q&A → 信用取引 →「追証が発生した場合は？」→ こちらのページにてご確認ください。

預け入れ資産からの委託保証金と取引可能額の算出

預入れ資産内訳（例）

株　　券			現金
銘柄名	A	B	100万円
株数	100株	1株	
時価	5,000円	200万円	

「A株」の時価評価額　「B株」の時価評価額　代用掛目　現金

（100株 × 5,000円 ＋ 1株 × 200万円） × 80% ＋ 100万円 ＝ 300万円

委託保証金（担保評価額）・・・①

では、いくらまで建てられる？

委託保証金（①）　委託保証金率

300万円 ÷ 30% ＝ 1,000万円

取引可能額・・・②

（注）諸経費は考慮しておりません。

建株からの委託保証金および信用新規建可能額の計算方法

信用取引建株　（例）

（注）諸経費は考慮しておりません。

銘柄	種別	株数	株価	建株金額
C	買建	200株	5, 500円	110万円
D	買建	500株	7, 800円	390万円
		建株総額		500万円

・必要な委託保証金

$$\underbrace{500\text{万円}}_{\text{建株総額（③）}} \times \underbrace{30\%}_{\text{委託保証金率}} = 150\text{万円}$$

・信用新規建可能額
（新規建てができる金額）

$$\underbrace{1,000\text{万円}}_{\text{取引可能額（②）}} - \underbrace{500\text{万円}}_{\text{建株総額（③）}} = 500\text{万円}$$

∴追加保証金発生まで

$$\underbrace{300\text{万円}}_{\text{委託保証金（①）}} - \underbrace{(500\text{万円} \times 27\%)}_{\text{委託保証金維持率}} = 165\text{万円}$$

評価損発生のときの管理の仕方を覚えよう！

信用取引建株（例）

銘柄	買付単価	現在株価	建株評価損益
C	5,500円	5,000円	（5,500円－5,000円） × 200株 ＝ ▼10万円
D	7,800円	7,000円	（7,800円－7,000円） × 500株 ＝ ▼40万円

（注）諸経費は考慮しておりません。

・必要な委託保証金

建株総額（③）　委託保証金率　建株評価損（④）　必要な委託保証金

500万円 × 30% ＋ 50万円 ＝ **200万円**

・委託保証金率の算出

$$\frac{\text{委託保証金（①）－評価損（④）－諸経費}}{\text{建株総額（③）}} = \frac{\text{（300万円－50万円）}}{\text{500万円}} = \mathbf{50.0\%}$$

※評価損が150万円（300万円-（500万円×30%））を超えると、
委託保証金率30%割れとなり、新規建てができなくなります。

・追加保証金までの余力

委託保証金（①）　建株総額（③）　最低保証金維持率　建株評価損

300万円 －（ 500万円 × 27% ＋ 50万円 ）＝ **115万円**

追加保証金（追証）の計算も覚えよう！

信用取引建株（例）

銘柄	買付単価	現在株価	建株評価損益
C	5,500円	4,100円	（5,500円－4,100円） × 200株 ＝ ▼ 28万円
D	7,800円	5,000円	（7,800円－5,000円） × 500株 ＝ ▼140万円

（注）諸経費は考慮しておりません。

・必要な委託保証金

建株総額（③） × 委託保証金率 ＋ 建株評価損（⑤） ＝ 必要な委託保証金

500万円 × 30% ＋ 168万円 ＝ 318万円

・委託保証金率の算出

$$\frac{\text{委託保証金（①）－評価損（⑤）－諸経費}}{\text{建株総額（③）}} = \frac{\text{（300万円－168万円）}}{\text{500万円}} = 26.4\%$$

27% 割り込む

委託保証金率を 30% まで回復させる必要があります

・追加保証金として差し入れなければならない金額

発生日から起算して
３営業日までに差し入れ

必要な委託保証金 － 委託保証金（①） ＝

318万円 － 300万円 ＝ 18万円

信用取引の活用方法（１）

信用取引による買付け

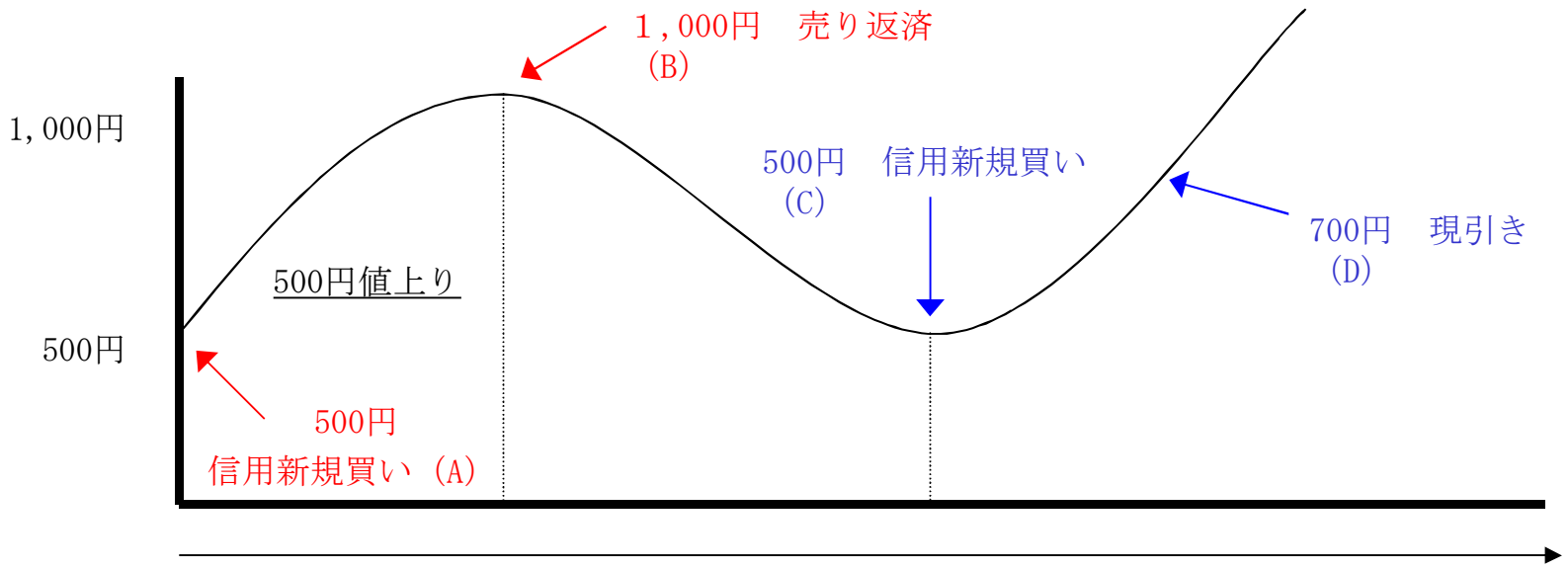

（A）～（B）の場合　☆資金に余裕がない時でも、タイミングを逃さずに買付け

500円（値上がり分）×1，000株＝50万円の利益（売り返済）

（注）お買付け後、値下りした場合は、逆に損失になります。

（C）～（D）の場合　☆資金の用意ができたら、現物を引き取りたい（現引き）

（注）諸経費は考慮しておりません。

信用取引の活用方法（２）

信用取引による売付け

前提）1,000株、500円で購入した現物株（A銘柄）を保有していて・・・

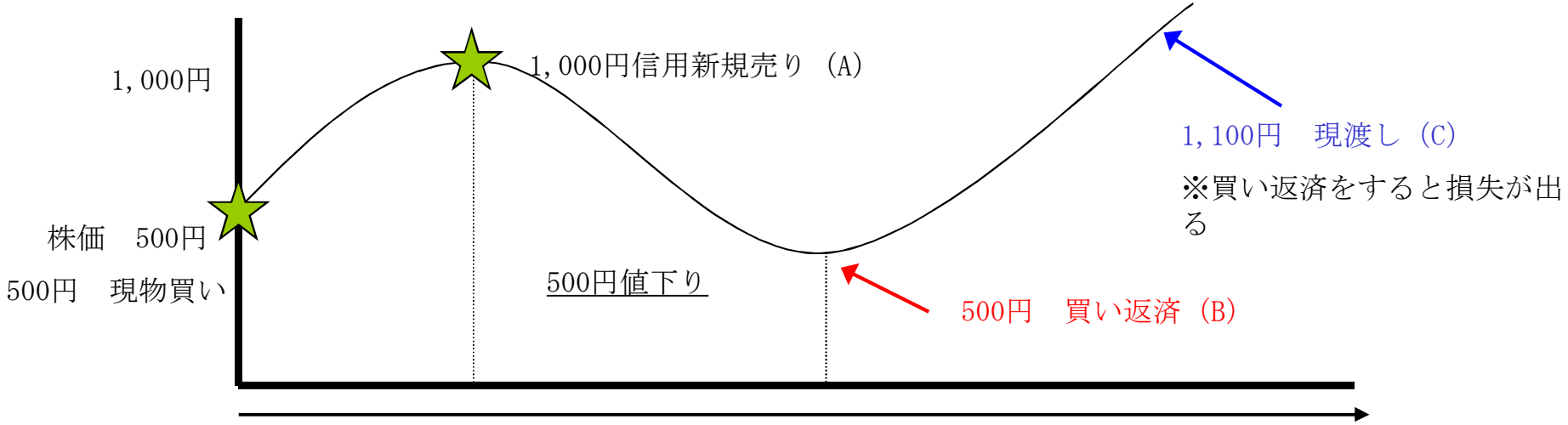

（A）～（B）の場合　☆差益を確保して現物株の値下がりをヘッジ(新規売～買返済)

500円（値下がり分）×1,000株　＝　50万円の利益

(B)で返済せずに・・・

☆現物株を返済にあてる（現渡し）

（A）～（C）の場合　500円（保有株値上がり分）×1,000株　＝　50万円の利益

（注）諸経費は考慮しておりません。

その他に気を付けることは？

○建株の株式分割時、分割比率が整数倍の場合は建株数が増加、建て単価が減額されます。分割比率が整数倍ではない場合、権利入札により権利処理価格が決定され、建て単価から減額されますが、入札時の相場状況・需給関係によっては、理論上の価格と乖離する場合があります。

○建株に係る株主優待は、受け取ることはできません。

○建株の期日（決済期限）は、原則、制度信用は6ヶ月、一般信用は、原則、無期限ですが、上場廃止・株式併合･株式移転･株式交換･株式分割・減資等または当社判断等により、期限を早める場合があります。

○お預かりする委託保証金は分別保管の対象ですが、信用取引により買い付けた株券、及び売り付けた代金は、分別保管の対象ではないため、当社の経営が破綻した場合等に、信用取引の決済が行えない可能性があります。この場合、原則、取引所が定めた株価等をもって金銭により清算されますが、支払い請求権には一切優先的地位が与えられないため、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりません。

～知っておきたい証券用語～

◆貸借倍率

信用取引の残高から株式の需給動向をみるためには、残高そのものだけではなく、融資残と貸株残の比率をみる必要があります。この比率は貸借倍率と呼ばれ、通常、貸株残の方が少ないため、融資残を貸株残で割って求めます。売り残と買い残の割合も同様です。貸借倍率が大きいということは、買い人気の強さを示しますが、その反動が警戒されます。逆に、貸借倍率が低いと売り方の買戻しが期待されることになります。

◆二階建て

委託保証金として差し入れた代用有価証券と買建株が同一銘柄となる取引を「二階建て」といいます。弊社オンライントレードでは、委託保証金総額に占める代用有価証券評価額の割合が、以下比率(*1)を超えた銘柄の新規買建注文は行えないものとします。

(*1)東証1部市場・・・70%、　東証2部市場・・・40%、　東証マザーズ・ジャスダック市場・・・40%

◆空売りルール

『当日基準価格から、10%以上下落した銘柄（トリガーに抵触した銘柄）については、取引時間中にトリガーに抵触した時点から翌営業日の取引終了時点まで、直近値の価格以下の空売りは行うことができません。ただし、株価が上昇局面にある時は直近値での空売りを行うことができます。』という価格規制のこと。基本的には売付け数量が売買単位の50倍以内のご注文であれば、空売りルールの適用除外となります。

（注）意図的に50倍以内に分割して発注した場合は、価格規制の対象となります。